

沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領

沖縄県土木建築部において発注されるすべての公共工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関しては、平成 18 年 7 月 31 日付け土技 287 号により通知した「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」における「リサイクル原則化ルール」に基づき、下記の要領で実施するものとする。

1. 設計図書等における条件明示

- (1) 再生資材の利用、建設廃棄物を排出する場合の取り扱いについては、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し、条件の変更がある場合は変更契約時においても、設計図書等にその旨条件明示を行うものとする。
- (2) 再生資材の利用について
平成 18 年 12 月 15 日土技第 621 号により通知した「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の利用方針について」に基づき実施するものとする。
- (3) 建設廃棄物を排出する場合の取り扱いについて
平成 21 年 3 月 5 日土技第 904 号により通知した「建設廃棄物を排出する場合の取り扱いについて」に基づき実施するものとする。
- (4) 建設リサイクル法の対象建設工事について
建設リサイクル法第 13 条に定められた契約書への記載事項のうち、「分別解体等の方法」、「再資源化等をする施設の名称及び所在地」の他、受入時間等の処分条件について設計図書等に記載し、発注者の設定する積算条件を請負予定者に対し明確にすることとする。また、変更時の取扱い及び完了報告についても記載することとする。
なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。
※ただし、営繕工事については「建築工事における建設副産物管理マニュアル」に従い適切な処理に努めること。
- (5) 工事発注後に明らかになった事情等から、予定した条件により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。（設計図書に記載）

2. 積算上の取り扱い

- (1) 再生資材の価格は土木建築部が定める実施設計単価表によるものとする。
- (2) 処理費用は「建設廃棄物実態調査報告書」を参考に積算するものとする。
また、分別解体等の要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建設工事現

場及び再生資源施設等への搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要となる費用（積込み及び運搬費、産業廃棄物税）については、積算基準に基づき適正に計上するものとする。

(3) 施工計画書における取扱い

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、国土交通省（下記に示すサイト）により提供される CREDAS システムにより作成し、施工計画書に含めて提出させ、CREDAS データも提出させることとする。

(4) 完成時における取扱い

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「ゆいくる材利用状況報告書」については、完成時に竣工届も添付して提出させることとする。
また、前述の CREDAS システムにより作成されたデータも提出させるものとする。

(5) 品質基準及びその管理

1) 再生資材の品質基準は、認定制度に係る評価基準とする。

ただし、認定制度の認定品目以外の資材の場合、その限りではない。

2) ゆいくる材については、認定制度評価委員会で品質性能等が確認された資材であるが、工事における品質管理は認定制度評価基準に従って適正に実施すること。
なお、ゆいくる材の品質管理は「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）品質管理要領（平成 25 年 4 月 1 日付）」に基づき実施すること。

(6) 出荷可能なゆいくる材が無い場合について

出荷可能なゆいくる材がなく、リサイクル原則化ルールの適用ができないと判断される場合新材を使用することとし、設計変更により対応することとする。

附則

この実施要領は、平成 18 年 12 月 15 日から適用する。

附則

この実施要領は、平成 25 年 12 月 24 日から適用する。